

広島県福山市ホテル火災について

1. 火災の概要（総務省消防庁による）

発生日時：平成24年5月13日（日） 覚知6時58分

発生場所：広島県福山市西桜町1-12-24 ホテル・プリンス

被害者：死者7人（男性3人、女性4人）

負傷者3人（重傷2人、軽傷1人）

火災概要：全焼

2. 建築物の概要等

（1）建築物の概要（総務省消防庁による）

構造：鉄筋コンクリート造（2階部分一部木造）

階数：4階建て

用途：ホテル

建築面積：513㎡ 延べ面積：1361㎡

1階：駐車場

2階：客室

3階：客室

4階：機械室

（2）建築経過

昭和35年8月18日 建築確認

・木造2階建て建築物 旅館、延べ面積357㎡

昭和42年6月7日 建築確認

・鉄筋コンクリート造3階建て（塔屋付き）建築物、ホテル、延べ面積912㎡

昭和43年2月13日 完了検査

※ その後建築確認申請はなされていない。

3. 建築基準法令違反

用途による耐火建築物要求（3階建て以上のホテルは耐火建築物とすること）への不適合（建築基準法第27条）等

※ 福山市は、昭和60年から平成23年まで計6回防災査察を実施。現行法に不適合の事項について改善の指示。なお、当時福山市はこの建築物を既存不適合として扱っていた。

4. 国土交通省の対応

国土交通省住宅局建築指導課長から各都道府県建築主務部長宛て「ホテル・旅館等に係る緊急点検について」を発出し、特定行政庁が消防部局と連携して、ホテル・旅館等の状況について緊急に立入検査等を実施することを要請。

(1) 発出日 平成24年5月16日

(2) 点検対象

次のア及びイのいずれにも該当する建築基準法別表第一に規定するホテル及び旅館。ただし、過去に消防部局が「適マーク」を交付したこと、建築基準法に基づく定期報告がされ指摘事項がなかったこと等から、建築基準法の防火・避難規定に適合していると考えられるものを除く。

ア. 当該建築物が3階以上（地階を除く。）のもの

イ. 当該建築物（増築等が行われている建築物においては、当初の建築物）が昭和46年以前に新築されたもの

(3) 報告事項 建築基準法令への適合状況

(4) 報告期限 平成24年8月15日

※参考 総務省消防庁の緊急調査

ホテル・旅館等について建築部局と連携し緊急調査を実施。

(1) 発出日 平成24年5月16日

(2) 対象

以下の条件を全て満たす防火対象物で、3階以上（地階を除く。）で収容人員30人以上のもの。

ア 消防法施行令別表第一(5)項イに掲げる用途に供するもの。

イ 昭和46年以前に新築された防火対象物（現行の建築基準法の建築構造、防火区画及び階段の規定に適合しているものを除く。過去、「適マーク」を交付したことのある防火対象物等については適合していると判断して差し支えない。）

(3) 調査内容 消防法令違反等の防火安全上の不備事項等

(4) 回答期限 平成24年8月15日

**広島県福山市で発生したホテル火災に関する
建築基準法の防火・避難関係規定について**

○本物件に関する防火・避難規制

本物件については、その規模等の条件（3階建以上のホテル）から、次のような防火・避難規定が適用されるものと考えられる。

（１）用途による耐火建築物要求（法第 27 条）【S34 改正、S34. 12. 23 施行】

3階建以上は耐火建築物とすることを要求。

（２）排煙設備の設置（令第 126 条の 2）【S45 改正、S46. 1. 1 施行】

延べ面積が 500 m²を超えるものは排煙設備の設置を要求。ただし、100 m²以内毎に防火区画されている部分等は排煙設備を免除。

（３）防火区画（令第 112 条）【S44 改正、S44. 5. 1 施行】

3階以上の階に居室を有する建築物の階段、吹抜けの部分等は、当該部分とその他の部分とを耐火構造の壁等で区画することを要求。また、異なる用途部分の間は耐火構造の壁等で区画することを要求。

（４）内装制限（令第 128 条の 4、第 129 条）【S44 改正、S44. 5. 1 施行】

3階以上の部分の床面積の合計が 300 m²以上の建築物の居室は、原則として、その壁（1.2m 以下の部分を除く）・天井の仕上げを難燃材料とし、当該居室から地上に通ずる通路等の壁・天井の仕上げを準不燃材料とすることを要求。ただし、100 m²以内毎に防火区画されている部分の居室は対象外。

（５）非常用照明装置の設置（令第 126 条の 4）【S45 改正、S46. 1. 1 施行】

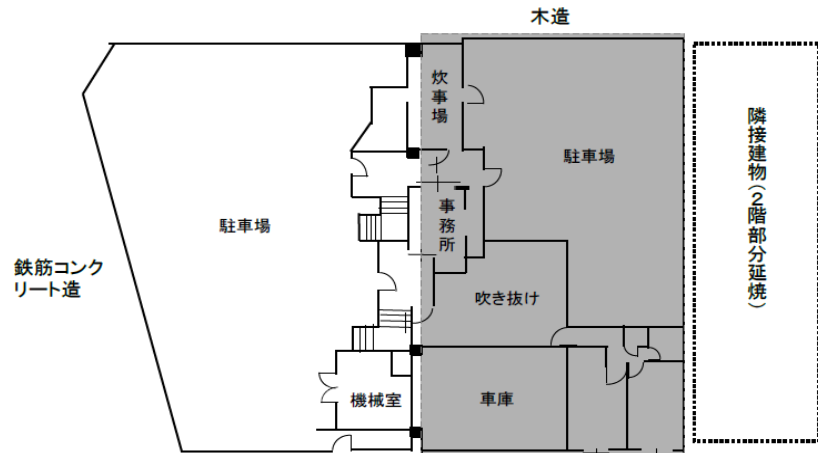
居室及び当該居室から地上に通ずる廊下等には、原則として、非常用の照明装置の設置を要求。

（６）階段の幅（令第 23 条）【S25 制定、S25. 11. 23 施行】

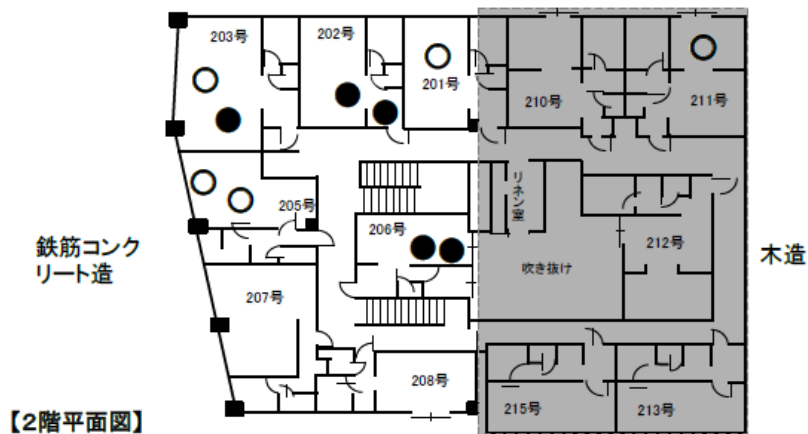
	階段及びその踊り場の幅
直上の階の居室の床面積の合計が 200 m ² 超の地上階	120cm 以上
その他	75cm 以上

【参考】建築物の平面図

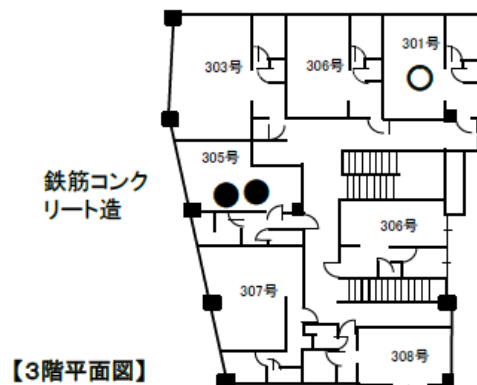
(総務省消防庁 第1回ホテル火災対策検討部会 (平成24年6月18日) 配布資料より)



【1階平面図】



【2階平面図】



【3階平面図】



※図は宿泊者のみを示している。
火災発生時の従業員(1名)の位置は調査中。

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

ホテル・旅館等に係る緊急点検について

5月13日に広島県福山市のホテル・プリンスにおいて発生した火災により死者7名、負傷者3名を出す惨事となったことは、まことに遺憾である。

この火災については現在関係当局により原因等の究明が行われているところであるが、今般、このホテルには建築基準法に違反する事項があったにもかかわらず、速やかに建築基準法に基づく是正措置がなされなかったことが判明したところである。かかる火災の被害を防止するため、消防部局と連携を図りながら、下記によりホテル・旅館等の状況について緊急に立入検査等をお願いする。

なお、貴管内特定行政庁に対して、この旨を周知するとともに、貴都道府県において貴管内特定行政庁における点検結果をとりまとめて、当職まで報告をお願いする。

記

1. 点検対象

次のア及びイのいずれにも該当する建築基準法別表第一に規定するホテル及び旅館。ただし、過去に消防部局が「適マーク」を交付したこと、建築基準法に基づく定期報告がされ指摘事項がなかったこと等から、建築基準法の防火・避難規定に適合していると考えられるものを除く。

ア. 当該建築物が3階以上（地階を除く。）のもの

イ. 当該建築物（増築等が行われている建築物においては、当初の建築物）が昭和46年以前に新築されたもの

2. 報告事項

別記様式のとおり。

3. 報告期限

平成24年8月15日（水）までに下記担当に報告すること。

4. その他

- ア. 点検の結果、建築基準法令に違反する事項が認められた場合は、速やかに是正指導等を行うこと。
- イ. 別添のとおり消防庁予防課長から都道府県消防防災主管部長等あてに通知されているので、点検に当たっては、これらを参考に消防部局と十分に連携を図ること。また、調査対象及び調査結果について消防部局と情報の共有を図るとともに、必要に応じて調整等を行うこと。なお、本件については消防庁と協議済みであることを念のため申し添える。
- ウ. 他部局が所管する法令について違反又はその疑いを発見した場合には当該所管部局に速やかに通報を行うこと。
- エ. 1. の点検対象以外の施設についても、他部局から建築基準法令に違反している又は違反している疑いがある旨の通報があった場合には、必要に応じて立入調査等により事実を確認の上、是正指導等を行うこと。

担 当：国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 前田、小出、森口
電 話 03-5253-8111（内線39-567、39-569）
F A X 03-5253-1630
mailto: koide-y2gg@mlit. go. jp

消防予第188号
平成24年5月16日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

ホテル・旅館等に係る緊急調査の実施について

5月13日に発生した広島県福山市のホテル火災を受け、消防庁では「ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について」（平成24年5月14日付け消防予第181号）を発出し、ホテル・旅館等の宿泊施設に対し、防火安全対策の更なる徹底を図っていただいているところです。

今後、類似の火災の発生を防止するため、ホテル・旅館等について下記により建築部局と連携し緊急調査を行い、消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずるようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 調査対象

以下の条件を全て満たす防火対象物で、3階以上（地階を除く。）で収容人員30人以上のものとする。

- (1) 消防法施行令別表第一(5)項イに掲げる用途に供するもの。
- (2) 昭和46年以前に新築された防火対象物（現行の建築基準法の建築構造、防火区画及び階段の規定に適合しているものを除く。過去、「適マーク」を交付したことがある防火対象物については適合していると判断して差し支えない。）

2 調査内容

別紙1の調査様式により、別紙2の要領に従って、調査願います。

(略) (略)

3 回答要領

- (1) 消防本部（東京消防庁・各指定都市消防本部を含む。）

調査様式（※別途メールで電子ファイルを送付します。）に必要な事項を入力の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

(2) 都道府県

ア 都道府県内における各消防本部からの回答を調査様式上ひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

イ その際、ファイル名は「〇〇県」とし、送付願います。

4 備考

(1) 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないようお願いいたします。

(2) 調査様式のエラーチェックについては、1項目に回答が2以上記入されている場合、記入漏れの場合、文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

5 回答期限

平成24年8月15日（水）

6 その他関係省庁における調査への協力等について

本火災の発生を踏まえ、別添のとおり、国土交通省住宅局建築指導課長から通知がなされているところであり、以下の点に留意し、調査を実施していただきますようお願いいたします。

なお、本件については、国土交通省と協議済みであることを念のため申し添えます。

(1) 調査対象及び調査結果について建築部局と情報の共有を図るとともに、必要に応じて調整等を行うこと。

(2) 他部局が所管する法令について違反又はその疑いを発見した場合には当該所管部局に速やかに通報を行うこと。

(3) 消防法令違反への是正指導等においては、必要に応じて建築部局と連携を図ること。

総務省消防庁予防課 齋藤・亀山

(e-mail : a.kameyama@soumu.go.jp)

電話 03-5253-7523・FAX 03-5253-7533